

【子供の居場所確保の工夫】



保育が必要な小学校 1～3年生、 特別支援学級の子供を学校で受け 入れ→学童に引き継ぎ

- 学校の授業時間（14時半頃など）まで、学校において、小学校 1～3年生、特別支援の子供を緊急受け入れ。
- 受け入れの際には、健康観察表等で健康状態を確認。
- 子供同士、一定の距離を確保し、自習や課題を中心に学習。
- 学校によっては、担任は学年末の成績処理等の学級業務に注力し、子供たちの見守りは非常勤職員が担当するなど校内で役割分担。
- 子供たちの昼食は、弁当持参（一部給食実施）のケースが多く見られる。
- 学校預かり終了後、学童に子供たちは移動。
- 学校内に設置されている学童の場合は、感染防止の観点から、子供たちのスペースを確保できるよう、専用の学童スペースの他、教室も利用しながら、子供の居場所を確保しているケースが見られる。



学校で勤務している 支援員等が学童に参画

- 市の他部局の職員や学校休業に伴い学校での勤務の必要がなくなった特別支援教育支援員、介助員や給食センターの調理員等が見守り事業に参画。



閉館している図書館を 利用し子供の居場所を確保

- 学童の利用要件に該当せず、家庭での対応が困難な子供について、感染防止対策のため休館している市内の公立図書館すべてにおいて、子供の預かりを実施。
- 図書館の職員のほか、通常、学校で勤務する支援員が子供の見守りに従事。
- 図書館の学習スペースを活用しながら、子供が過ごしている。
(岡山県浅口市教育委員会)

各地域における取組事例

【子供の居場所確保の工夫】

1



学校施設をフル活用し、 複数の子供の居場所を提供

(東京都港区)

- 保護者の就労により自宅で過ごすことが困難な状況がある児童に対して、**小学校施設（図書室、校庭、体育館等）を活用した「緊急児童居場所づくり事業」**を実施。
- 私立小学校等に在籍している区内在住の児童も対象。
- 運営事業者と小学校教職員などが児童の見守りに従事。



学校施設等を活用した 子供の居場所の確保（愛知県名古屋市）

- 自宅で保護者が見守ることができない児童について14時まで学校で受け入れ、**14時以降も学校施設において子供の居場所を確保**。土曜日も預かり対応。
- 他にも、学校施設外の放課後児童クラブにおいて、児童の受け入れを実施している。

	学校開放	緊急児童居場所づくり事業	学童クラブ
対象	緊急児童居場所づくり事業を活用せず学校開放を利用する児童	緊急児童居場所づくり事業を活用する児童 (学童クラブ登録有りの小学4年生～6年生児童を含む)	学童クラブに登録している児童
対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・校庭や教室等の学校施設を開放して対応 ・月曜日～金曜日の学校、学年毎に異なる時間に週1回利用可能 ・詳細は各学校のホームページ等（随時更新）で確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の開放施設で対応 ・月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時まで利用が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の施設と学校の開放施設を含めて対応 ・放課GO→クラブ、児童館、子ども中高生プラザによる預かりを引き続き実施
小学校1～3年生	○	○ 保護者の就労のため自宅で過ごすことが困難な児童	○ 学童クラブ登録有りの児童
小学校4～6年生	○	○ 保護者の就労のため自宅で過ごすことが困難な児童	△ 学童クラブ登録有りで特別な支援が必要な児童

月～金

8:45 ～14:00	全小学校	
	自宅で保護者が見守ることができない児童について学校で受け入れ	
14:00～	トワイライトスクール	トワイライトルーム
	原則として、学校で午前中から受け入れした児童を受け入れ ～18:00	原則として、学校で午前中から受け入れした児童を受け入れ 【基本登録】～17:00 【選択登録】～19:00

土

9:00 ～18:00	トワイライトスクール	トワイライトルーム
	自宅で保護者が見守ることができない児童を受け入れ ～18:00	自宅で保護者が見守ることができない児童を受け入れ 【基本登録】～17:00 【選択登録】～18:00

※自治体名等の記載がない取組は、複数類似の取組事例があるもの